

色麻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

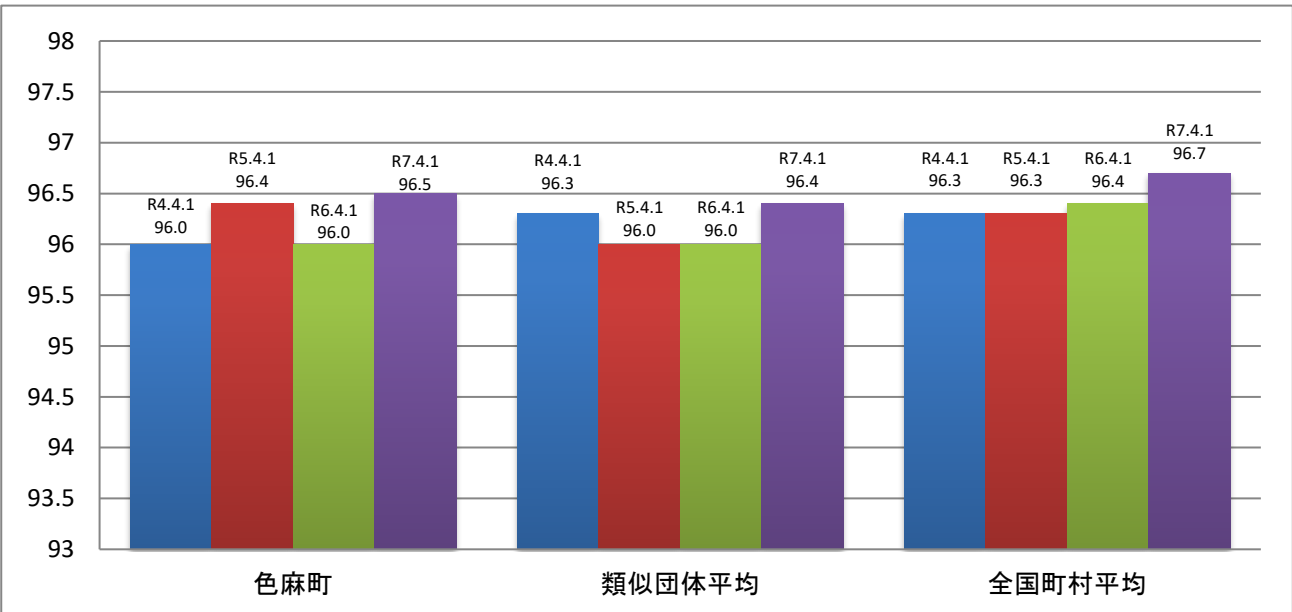
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 6,103	千円 5,188,214	千円 104,209	千円 839,811	% 16.1	% 19.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 86	千円 306,059	千円 37,235	千円 120,638	千円 453,932	千円 5,278	千円 5,723

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

* 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、給料月額の引上げを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 色麻町: 支給対象外地域

※ 国と同様に見直しを実施。支給該当地域に勤務した場合、その割合に応じて支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
色麻町	38.8歳	297,400円	330,800円	317,793円
宮城県	42.3歳	330,820円	424,419円	368,480円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.2歳	314,279円	364,128円	339,772円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
色麻町	54.7歳	3人	299,300円	310,000円	315,767円	—	—	—	—
宮城県	53.1歳	134人	303,311円	342,438円	321,246円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	51.0歳	3人	287,371円	310,867円	299,385円	—	—	—	—

（注） 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		色 麻 町	宮 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	227,400円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	196,100円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	185,700円	194,100円	185,700円
	中 学 卒	—円	—円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	281,266円	357,966円	—円	*円
	高 校 卒	*円	*円	369,400円	385,000円
技能労務職	高 校 卒	—円	—円	—円	—円
	中 学 卒	—円	—円	—円	*円

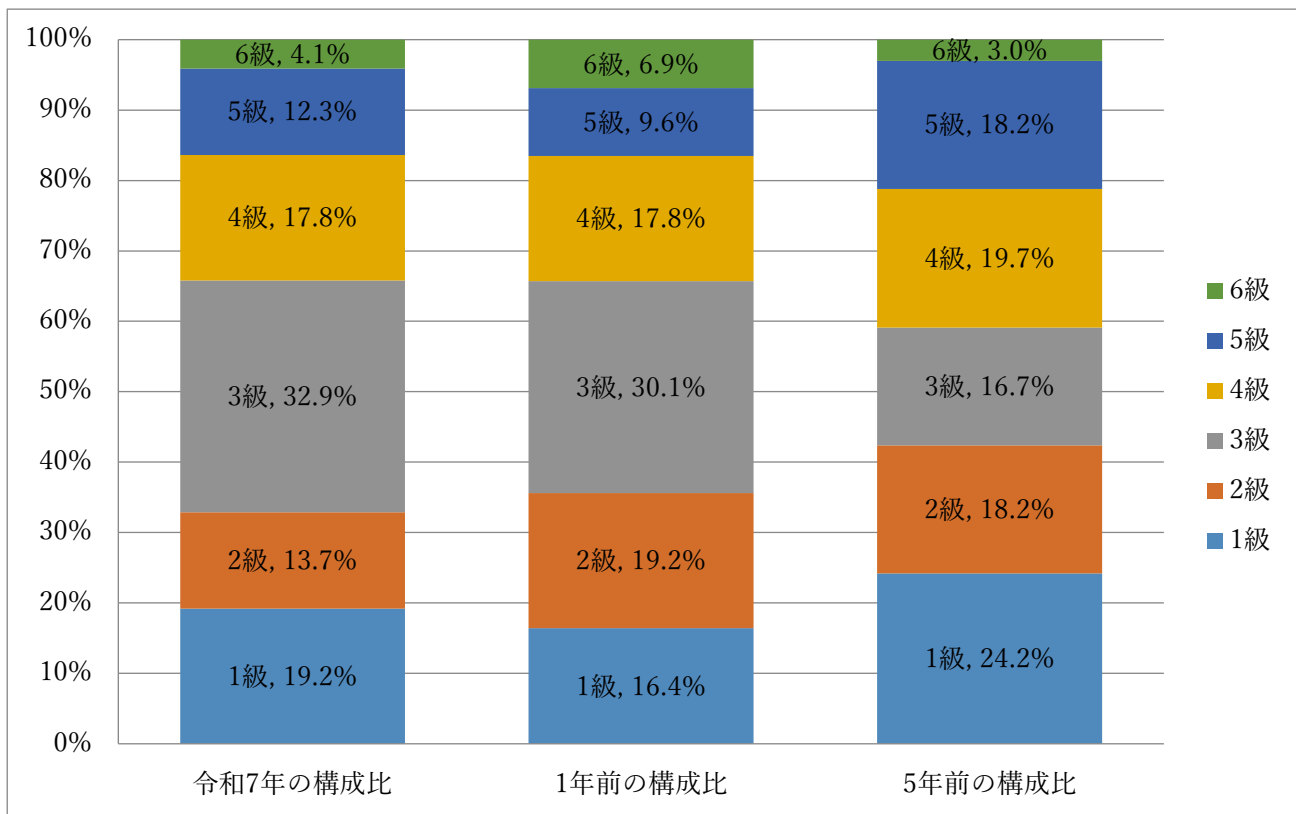
（注）個人情報保護の観点から対象となる職員が3人以下の場合は、「*」で表示している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

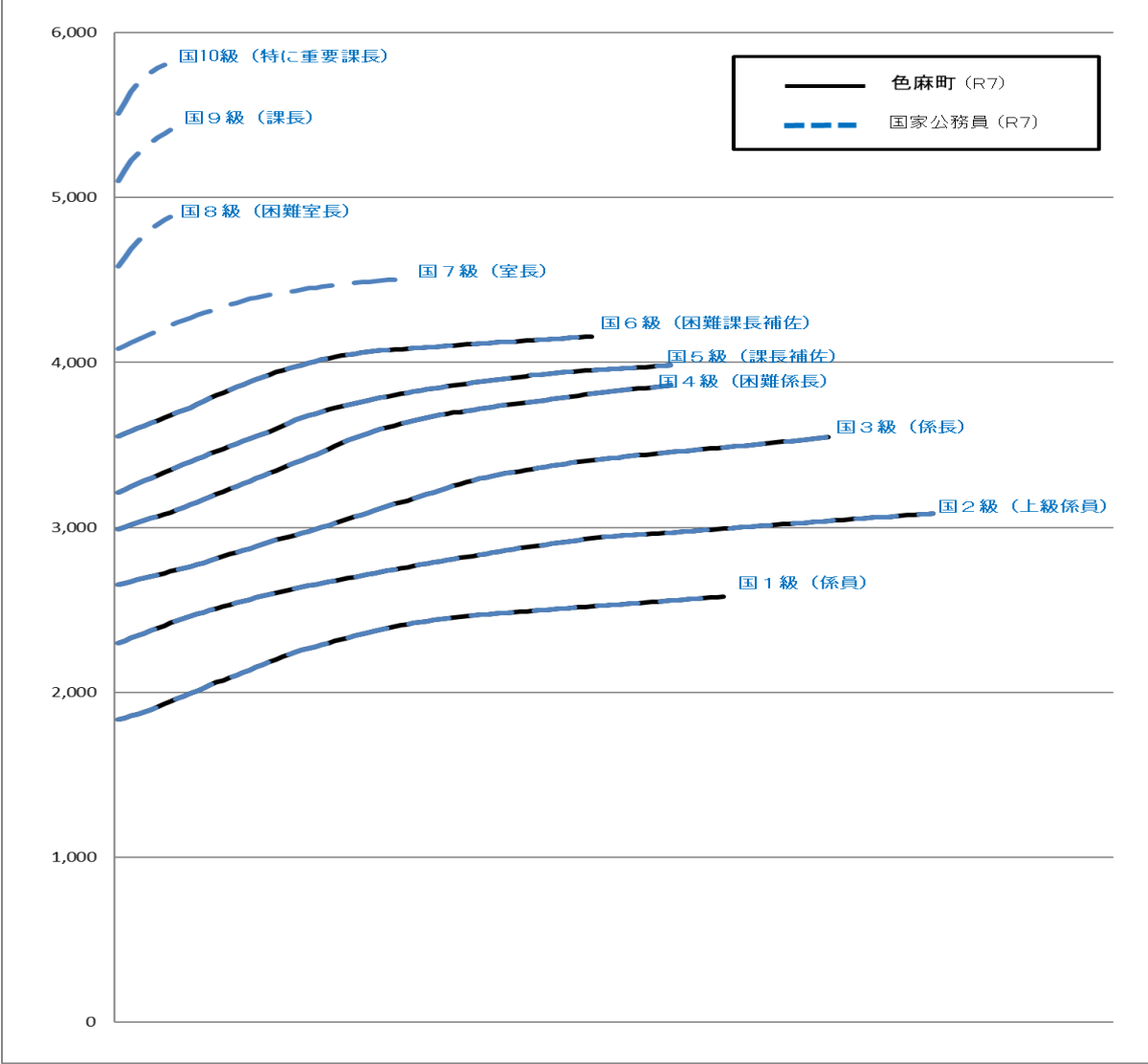
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師、栄養士、保育士、保健師及び教諭の職務	14 人	19.2 %	183,500 円	258,100 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	10 人	13.7 %	230,000 円	308,500 円
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (主幹、係長、主査)	24 人	32.9 %	265,300 円	354,700 円
4 級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (課長補佐、次長)	13 人	17.8 %	298,800 円	386,100 円
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (課長、局長、所長、副参事)	9 人	12.3 %	321,300 円	398,200 円
6 級	特に重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (課長、局長、所長、参事)	3 人	4.1 %	355,200 円	415,700 円

- (注) 1 色麻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和 7 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（色麻町）

令和 7 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,442 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,802 千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 （ 1.40）月分 （ 1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 （ 1.40）月分 （ 1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 （ 1.40）月分 （ 1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（色麻町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

色 麻 町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 調整率 83.7/100	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）
1人当たり 平均支給額 4,227 千円	—

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（6年度決算）		178 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6年度決算）		178,128 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20 %	－ 人	20 %
仙台市、多賀城市	8 %	1 人	8 %

(4) 時間外勤務手当

支 給 実 績（6 年 度 決 算）	13,478 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（6年度決算）	159 千円
支 給 実 績（5 年 度 決 算）	14,384 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（5年度決算）	138 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) 寒冷地手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（6年度決算）		41 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6年度決算）		41,000 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
宮城県内 ※栗原市、大崎市、七ヶ宿町	世帯主である職員（扶養親族有）	19,800 円
	その他の世帯主である職員	11,400 円
	その他の職員	8,200 円

(7) その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (6 年 度 決 算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (6 年 度 決 算)
扶 養 手 当	1. 配偶者 3,000円 2. 子 11,500円 扶養親族である子のうち満15歳に達する日 後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算 3. 子以外の扶養親族 6,500円	同 じ	—	8,477 千円	211,925 円
住 居 手 当	1. 借家・借間に居住している職員 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】－16,000円 イ月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】－27,000円)÷2 (限度額28,000円)	同 じ	—	4,221 千円	248,294 円
通 勤 手 当	1. 交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2. 自家用車等の利用車 使用距離(片道)に応じ、2,000円 ～31,600円を支給	同 じ	—	5,259 千円	68,298 円
管理職手当	課長等の職にある職員に支給 5級の職員 49,600円 39,600円(参事) 6級の職員 51,900円 41,500円(参事)	同 じ	—	7,876 千円	605,846 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額30,000円+加算額	同 じ	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=勤務1時間あたりの給与額× 135/100×勤務時間数	同 じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,400円 半日直手当 2,200円 (5時間未満の場合)	同 じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1. 週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2. 週休日等以外の日の深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同 じ	—	42 千円	14,000 円
災害派遣手当及び 武力攻撃災害等派遣手当	災害応急対策等のために国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円	同 じ	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	783,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 区 町 村 長	(870,000 円) 613,700 円 (646,000 円)	892,000 円／ 523,000 円 700,000 円／ 360,000 円
報 酬	議 長	323,000 円	366,000 円／ 200,000 円
	副 議 長	245,000 円	320,000 円／ 170,000 円
	議 員	229,000 円	310,000 円／ 150,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	副 市 区 町 村 長	給料月額×在職月数×0.44	18,374,400円 任期毎
		給料月額×在職月数×0.26	8,062,080円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

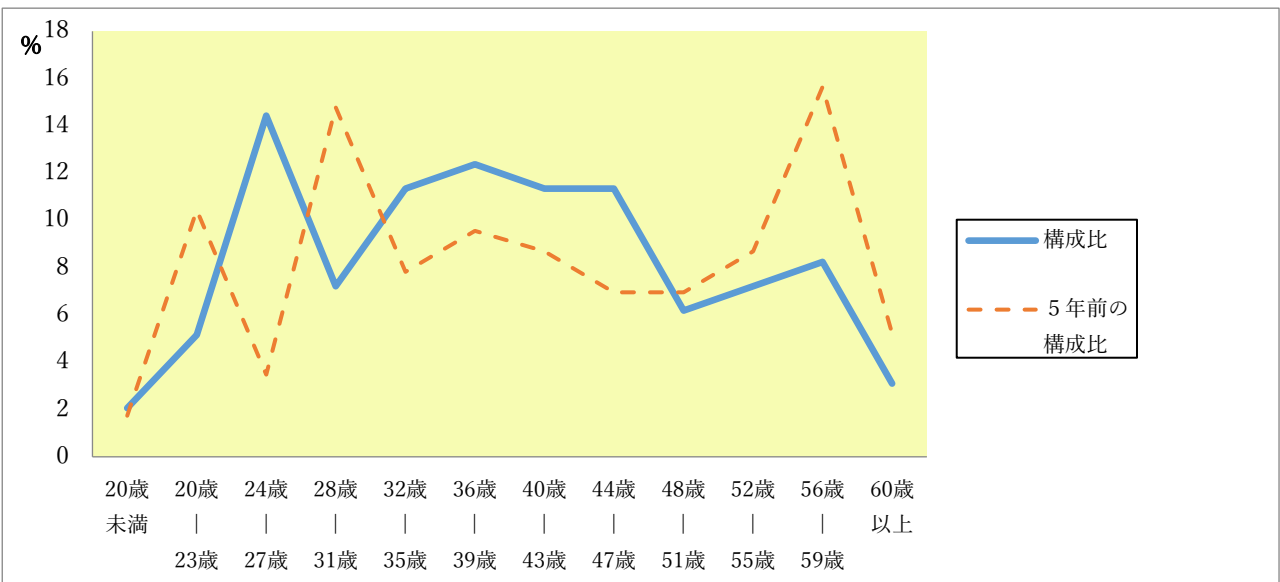
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3 人	3 人	0 人	
		総 務	31 人	31 人	0 人	
		税 務	6 人	6 人	0 人	
		民 生	12 人	11 人	1 人	
		衛 生	6 人	7 人	▲ 1 人	
		農 林 水 産	10 人	9 人	1 人	
	土 木	5 人	4 人	1 人		
	計	73 人	71 人	2 人	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 119.61 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 119.43 人)	
	教 育 部 門	13 人	13 人	0 人		
	消 防 部 門	—	—	—		
	小 計	86 人	84 人	2 人	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 140.91 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 142.96 人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道	2 人	2 人	0 人		
	下 水 道	2 人	2 人	0 人		
	そ の 他	7 人	7 人	0 人		
	小 計	11 人	11 人	0 人		
合 計			97 人	95 人	2 人	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 158.94 人
			[110 人]	[110 人]	[0 人]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	5人	14人	7人	11人	12人	11人	11人	6人	7人	8人	3人	97人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	過去 5 年間の増減 (率)
一般行政	81	76	74	70	71	73	▲ 8(▲ 9.8%)
教育	21	22	24	22	13	13	▲ 8(▲ 38.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	— (%)
普通会計計	102	98	98	92	84	86	▲ 16(▲ 15.6%)
公営企業等会計計	13	14	14	13	11	11	▲ 2(▲ 15.3%)
総合計	115	112	112	105	95	97	▲ 18(▲ 15.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 157,954	千円 26,467	千円 13,723	% 8.68	% 9.18

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町村水道事業 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 6年度	人 2	千円 9,136	千円 1,124	千円 3,463	千円 13,723	千円 6,862	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
色 麻 町	41.2 歳	297,700 円	445,089 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事 業 者	— 歳		— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	色麻町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（6年度） 1,456 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,442 千円
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 （ 1.40）月分 （ 1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 （ 1.40）月分 （ 1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

色 麻 町				色麻町（一般行政職・団体平均等）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（割増率 2～20％）				定年前早期退職特例措置（割増率 2～20％）			
				1人当たり平均支給額 4,227 千円			

- （注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（6年度決算）		－ 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6年度決算）		－ 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
東京都特別区	20 %	－ 人	20 %
仙台市、多賀城市	8 %	－ 人	8 %

エ 時間外勤務手当

支 給 実 績（6 年 度 決 算）	302 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（6年度決算）	151 千円
支 給 実 績（5 年 度 決 算）	458 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（5年度決算）	229 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 （6年度決算）	支給職員1人 当たり 平均支給年額 （6年度決算）
扶 養 手 当	1. 配 偶 者 3,000円 2. 子 11,500円 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算 3. 子以外の扶養親族 6,500円	同 じ	—	419 千円	418,500 円
住 居 手 当	1.借家・借間に居住している職員 ア月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】－16,000円 イ月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円＋（【家賃】－27,000円）÷2 （限度額28,000円）	同 じ	—	210 千円	210,000 円
通 勤 手 当	1.交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2.自家用車等の利用車 使用距離（片道）に応じ、2,000円～31,600円を支給	同 じ	—	171 千円	85,200 円
管 理 職 手 当	課長等の職にある職員に支給 5級の職員 49,600円 39,600円（参事） 6級の職員 51,900円 41,500円（参事）	同 じ	—	— 千円	— 円
単 身 赴 任 手 当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額30,000円＋加算額	同 じ	—	— 千円	— 円
休 日 勤 務 手 当	休日（祝日・年末年始）において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額＝勤務1時間あたりの給与額× 135/100×勤務時間数	同 じ	—	— 千円	— 円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額＝1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ	—	— 千円	— 円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,400円 半日直手当 2,200円 （5時間未満の場合）	同 じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1.週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2.週休日等以外の日の深夜（午前0時から午前5時）に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同 じ	—	— 千円	— 円
災害派遣手当及び 武力攻撃災害等派遣手当	災害応急対策等のために国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円	同 じ	—	— 千円	— 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 332,978	千円 22,454	千円 9,994	% 3.00	% —

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村下水道事業 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 6年度	人 2	千円 7,916	千円 150	千円 1,928	千円 9,994	千円 4,997	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
色 麻 町	51.8 歳	329,150 円	502,778 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事 業 者	— 歳		— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	色麻町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（6年度） 1,651 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,442 千円
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

色 麻 町				色麻町（一般行政職・団体平均等）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（割増率 2～20％）				定年前早期退職特例措置（割増率 2～20％）			
				1人当たり平均支給額 4,227 千円			

- （注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（6年度決算）			— 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6年度決算）			— 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
東京都特別区	20 %	— 人	20 %
仙台市、多賀城市	8 %	— 人	8 %

エ 時間外勤務手当

支 給 実 績（6 年 度 決 算）	65 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（6年度決算）	33 千円
支 給 実 績（5 年 度 決 算）	— 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（5年度決算）	— 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 との 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 （6年度決算）	支給職員1人 当たり 平均支給年額 （6年度決算）
扶 養 手 当	1. 配 偶 者 3,000円 2. 子 11,500円 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある子1人につき5,000円を加算 3. 子以外の扶養親族 6,500円	同 じ	—	— 千円	— 円
住 居 手 当	1.借家・借間に居住している職員 ア月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】－16,000円 イ月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円＋（【家賃】－27,000円）÷2 （限度額28,000円）	同 じ	—	— 千円	— 円
通 勤 手 当	1.交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2.自家用車等の利用車 使用距離（片道）に応じ、2,000円 ～31,600円を支給	同 じ	—	93 千円	92,500 円
管 理 職 手 当	課長等の職にある職員に支給 5級の職員 49,600円 39,600円（参事） 6級の職員 51,900円 41,500円（参事）	同 じ	—	— 千円	— 円
単 身 赴 任 手 当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額30,000円＋加算額	同 じ	—	— 千円	— 円
休 日 勤 務 手 当	休日（祝日・年末年始）において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額＝勤務1時間あたりの給与額× 135/100×勤務時間数	同 じ	—	— 千円	— 円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額＝1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ	—	— 千円	— 円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,400円 半日直手当 2,200円 （5時間未満の場合）	同 じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1.週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2.週休日等以外の日の深夜（午前0時から午前5時）に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同 じ	—	— 千円	— 円
災害派遣手当及び 武力攻撃災害等派遣手当	災害応急対策等のために国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円	同 じ	—	— 千円	— 円